

**社会福祉法人都市社会福祉協議会 平成30年度第2回理事会 議事録**

招集通知年月日 平成30年2月12日(火)  
 開催日時 平成30年3月13日(水) 13時30分～15時35分  
 開催場所 都市総合社会福祉センター2階研修室  
 出席した役員 理事9名(理事定数6名以上10名以内)  
 米吉春美、永田優、杉田淳一郎、村吉昭一、島津久友、西河邦博、朝倉脩二、田村治義、立山静夫  
 監事2名(監事定数2名以上3名以内)  
 高野真、柿木一範  
 欠席した役員 理事1名、監事1名  
 杉元智子、坊野国治  
 説明のため出席した職員 事務局10名  
 中村健児、櫻田賢治、大田勝信、田村真一郎、上野誠、黒原清美、下徳吉弘、花岡克美、児玉誠、星村太一  
 招集者出席の有無 会長 島津久友 出席  
**議事の結果**

定刻に至り、事務局櫻田賢治が開会を宣言。まず、定款に基づき、会議の成立を確認。次に定款に基づき、米吉春美理事を議長に選任し、議長は、島津久友理事、高野真監事、柿木一範監事、を議事録署名人に指名して、直ちに議事に入った。

審議の結果、次表のとおり、全会一致で議決された。

報告第 3号	職務執行状況報告について	承認
報告第 4号	専決処分した事件の報告について	承認
専決第2号	・平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第3号)の専決処分について	
専決第3号	・平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第4号)の専決処分について	
専決第4号	・平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第5号)の専決処分について	
専決第5号	・平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第6号)の専決処分について	
専決第6号	・平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第7号)の専決処分について	
専決第7号	・平成30年度社会福祉法人都市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算(第8号)の専決処分について	
議案第 9号	社会福祉法人都市社会福祉協議会副会長の選任について	可決
議案第10号	規程の制定・廃止について ・社会福祉法人都市社会福祉協議会事務決裁規程の一	可決

	<ul style="list-style-type: none"> <li>部を改正する規程の制定について（別紙１）</li> <li>・社会福祉法人都城市社会福祉協議会事務局規程の一部を改正する規程の制定について（別紙２）</li> <li>・社会福祉法人都城市社会福祉協議会給与規程の一部を改正する規程の制定について（別紙３）</li> <li>・社会福祉法人都城市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償等に関する規程の一部を改正する規程の制定について（別紙４）</li> <li>・社会福祉法人都城市社会福祉協議会法令遵守規程の一部を改正する規程の制定について（別紙５）⇒P 57</li> <li>・社会福祉法人都城市社会福祉協議会経理規程の一部を改正する規程の制定について（別紙６）⇒P 59</li> </ul>	
議案第 1 1 号	平成 3 0 年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会社会福祉事業会計収入支出補正予算（第 9 号）について	可決
議案第 1 2 号	2 0 1 9 年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会事業計画（案）について	可決
議案第 1 3 号	2 0 1 9 年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出予算（案）について	可決
議案第 1 4 号	<p>社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車（軽自動車乗用）4 台リース業務委託契約について</li> <li>・公用車（軽自動車乗用 3 台、軽自動車商用 1 台）4 台リース業務委託契約について（別紙 2）</li> <li>・2 0 1 9 年度都城市総合社会福祉センター清掃業務委託契約について（別紙 3）</li> <li>・2 0 1 9 年度都城市社会福祉協議会広報紙作成、印刷、製本業務委託契約について（別紙 4）</li> <li>・介護保険事業システムリース業務委託契約について（別紙 5）</li> </ul>	可決
議案第 1 5 号	社会福祉法人都城市社会福祉協議会平成 3 0 年度第 2 回評議員会の開催について	可決

終 了 時 刻 1 5 時 3 5 分

## 議 事 の 経 過

米吉春美議長「議長を務めますのでよろしく申し上げます。」

議長「それでは議事に入ります。報告第 3 号職務執行状況について、説明をお願いいたします。職務執行状況については、定款第 2 1 条第 5 項の規定により会長・常務理事が行うとありますので、島津久友会長、西河邦博常務理事に申し上げます。」

島津久友会長「社会福祉法第 4 5 条の 1 6 第 3 項及び定款第 2 1 条第 5 項の規定に基づき、会長の職務執行状況について報告いたします。」（以下、資料に基づいて説明）

西河邦博常務理事「社会福祉法第 4 5 条の 1 6 第 3 項及び定款第 2 1 条第 5 項の規定に基づき、常務理事（業務執行理事）の職務執行状況について報告いたします。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「質問はございませんか。」

議長「質問がなければ、報告事項ということで、ご承認いただきたいと思います。」

議長「続きまして、報告第4号専決処分した事件の報告について、事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「6件専決処分した事件があります。定款第28条第1項第1号の規定に基づき、理事会に報告するものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「他に質問はございませんか。報告事項ということで、ご承認いただきたいと思います。」

議長「続きまして、議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会副会長の選任について事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会副会長の選任について、定款細則第7条第1項の規定に基づき、理事の互選を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

島津久友理事「それでは副会長の選任について、理事の皆さんにお諮りしたいと思います。いかがいたしましょうか。」

全員「事務局案をお願いいたします。」

島津久友理事「それでは、副会長に都城市自治公民館連絡協議会会長の永田優理事にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。」

全員、「異議なし」の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第9号社会福祉法人都城市社会福祉協議会副会長の選任については、都城市自治公民館連絡協議会会長の永田優理事に決定をいたしました。永田理事どうぞよろしくお願いいたします。」

議長「続きまして、議案第10号諸規程の制定について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第10号諸規程の制定について、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。」

全員、「異議なし」の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第10号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第11号平成30年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出補正予算（第9号）について審議をいたします。事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第11号平成30年度社会福祉法人都城市社会福祉協議会収入支出補正予算（第9号）について、定款細則第15条第1項第10号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

朝倉脩二理事「給与を減らして、賞与を増やすということになるのですか。」

事務局中村健児「給与で組んでいた予算額に余裕がありましたので、賞与の分を組みかえるだけのことになります。」

朝倉脩二理事「はい、わかりました。」

議長「他に質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。」

全員、「異議なし」の声あり、  
議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第11号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議長「次に、議案第12号2019年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画(案)と第13号2019年度社会福祉法人都市社会福祉協議会収入支出予算(案)については、関連がありますので、一括で審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第12号2019年度社会福祉法人都市社会福祉協議会事業計画(案)と第13号2019年度社会福祉法人都市社会福祉協議会収入支出予算(案)について、定款細則第15条第1項第1号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」(以下、資料に基づいて説明)

議長「質問はございませんか。」

高野眞監事「これらの経営改善計画の実施に伴う予算は、今回の予算(案)に反映されているのでしょうか。」

事務局中村健児「はい。そのとおりです。」

高野眞理事「これらの経営改善計画は良い取り組みだと思いますが、事務局職員間での共有化と地域関係者への説明などの取り組みについて教えていただければと思います。」

事務局中村健児「まず、高崎支所における介護保険事業等に関しては、地元へ丁寧に説明していくことが大事ですので、説明をしていく段取りをしているところです。そして15地区社会福祉協議会についても、今回の取り組みを説明していく必要はあると感じております。さらに大事なのは、社協で働く職員一人一人が、今回の取り組みを理解し、共有化していくことが大事です。これまで以上に管理職を中心に共通理解を図っていけるように取り組んでいきます。」

高野眞理事「よくわかりました。」

村吉昭一理事「すばらしいスローガンで良い計画だと思います。高崎支所における介護保険事業等の整理については経営状況を見ればしょうがないところもありますが、そこで働いている職員の処遇が気になります。また、地区社会福祉協議会事務局の活動支援ということが大事ではないかと考えます。地区社協の支援を充実させないと、社協本体はいかかもしれません、今後さらに地域福祉の推進を充実させていくことは難しいのではないかと思います。現在、高崎地区社協の事務局長は年間100日程度の出勤があるにもかかわらず、年間12万円程度しか支給されていない現状があります。このような状況では、後継者が育たないと思います。今後、地区社協事務局の活動支援が明記されているのであれば、やはり、検討が必要だと思います。」

西河邦博理事「貴重なご意見誠にありがとうございます。現在、地区担当制をすすめておりますが、今後さらに地域共生社会の実現の向けて地域福祉をすすめていくことが必要だと思います、そのために、人材に関するソフト面の充実や財源的な裏付けなども必要です。今後もさらに努力していきたいと思います。」

村吉昭一理事「はいわかりました。もっと行政とタイアップしていかないといけないと思いますよ。行政側も上から目線ではいけないと思います。以前、高崎総合支所内で、地域包括支援センターの事務室の件が課題になった時に、ある行政職員が、ここは行政の館であって、あの包括支援センターは宿を借りてるだけだから出て行ってもらわないとという発言がありました。そのような感覚の行政職員ではいけないと思います。本当は行政がやるべき業務でもあるわけですからね。もっと行政とタイアップをしっかりとしてほしいと思います。」

西河邦博理事「そのとおりだと思います。行政と真の意味での協働関係、真の対等な関係が必要だと考えます。だからこそ、社協は行政の下請けでないのだという意識の中で、

行政とも対等に組みんでいこうと考えております。私たち社協が果たすべき役割が何なのかを見極めていく必要があると思います。」

立山静夫理事「祝吉地区内のゴミ屋敷の清掃活動の結果と上川東の樹木の選定作業について教えてください。」

事務局大田勝信「祝吉地区内のゴミ屋敷については祝吉地区社協関係者や都城市社協職員で協力して、一応ゴミの撤去ができたところですが、まだご主人のアルコールの問題やお子さんの不登校の問題などまだ課題がありますので、引き続き必要な支援をしていきたいと思います。もう一つの樹木の選定作業については、歳末助け合い募金の助成を受けて業者に依頼し作業を先日終えたところで、こちらも祝吉地区社協のご協力もあって作業がすすんだということです。」

立山静夫理事「業者への支払いは終わったのですか。」

事務局大田勝信「はい、きちんと支払いたします。」

立山静夫理事「はい、わかりました。」

高野眞監事「表現に横文字が多いので地域住民にわかりやすい表現での説明をお願いします。ファンドレイジングの取り組みについてですが、これからは、クラウドファンディングみたいな取り組みを必要になってくるのではないかと思います。それらの取り組みを発信していくことで、都城の地域福祉が向上し、元気になっていくのではないかと思います。もう一つ、縄瀬保育園の現状について教えてください。」

事務局黒原清美「現在、定員いっぱいです。次年度からも最近3名の入園が決まりまして、28名の入園になります。」

高野眞監事「はい、わかりました。」

杉田淳一郎理事「資金運用益活用事業についてです。素晴らしい取り組みがされていますが、新年度についてはわかりますが、次年度以降を考えたときに、安定財源確保という意味でどのような見通しを立てておられるかを教えてください。」

西河邦博理事「基本的には債権運用になります。保有するだけで得られる収益と売買によって得られる収益との2つに整理してあります。従いまして予算組みをする時に、継続して事業を行うものについては、必ず入ってくる保有するだけで得られる収益を充てます。これについては、今のところ、年間590万円の安定的な収益があります。売買によって得られる収益については、例えば、施設の修繕など臨時的なものに充てます。したがって、2段階で対応していくことになります。」

杉田淳一郎理事「はい、わかりました。期間はどうなりますか。」

西河邦博理事「現在保有している債権は、5年、12年、20年、30年もの保有しております。期限が来れば移し替えという手法を使って新たに利率のいいものに置き換えていくということになります。」

杉田淳一郎理事「はい、わかりました。」

永田優理事「現在の職員数はどれくらいでしょうか。新年度採用はなかったのですか。」

事務局中村健児「現在、正職員が68名、常勤嘱託職員が70名になります。新年度については、正職員採用には至らなかったですが、常勤嘱託職員として1名の採用となります。」

永田優理事「はい、わかりました。」

議長「他に質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。」

全員、「異議なし」の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第12号第13号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第14号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第14号社会福祉法人都城市社会福祉協議会業務に係る契約締結について、定款細則第15条第1項第11号の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「何か質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。」

全員、「異議なし」の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第14号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

議長「続きまして、議案第15号平成30年度第2回評議員会の開催について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。」

事務局中村健児「議案第15号平成30年度第2回評議員会の開催について定款第14条第1項及び定款細則第5条第1項の規定に基づき、理事会の議決を求めるものです。」（以下、資料に基づいて説明）

議長「質問はございませんか。」

議長「質問はないようですが、よろしいでしょうか。」

全員、「異議なし」の声あり、

議長「異議なしと認めます。従いまして、議案第15号は原案のとおり議決することに決定をいたしました。」

---

以上の議決を明確にするため、この議事録を作成し、会長及び監事は議事録に記名押印する。

平成31年 3月13日

会長 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印

監事 \_\_\_\_\_ 印